

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく療養通所介護事業所センターキュア運営規程（日中一時支援事業）

（事業の目的）

第1条 有限会社センターキュアが設置する療養通所介護事業所センターキュア（以下「事業所」という。）において実施する地域生活支援事業の日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者及び障害児（以下「利用者」という。）並びに障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 療養通所介護事業所センターキュアは有限会社センターキュアの計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 療養通所介護事業所センターキュア
- （2）所在地 千葉県館山市亀ヶ原 751 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、南房総市が定める基準を下回らない範囲で変動することができる。

(1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者の管理、日中一時支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 職員 看護職員または介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が1.5又はその端数を増すごとに1以上であること。看護師がサービス提供時間を通じて1以上専従しているものであること。

看護職員は、訪問看護事業所と連携を密にし、療養通所介護計画書を作成し、利用者の看護を行う。介護職員は、看護師の指示の下、利用者の送迎や介護に従事する。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12人とする。

(サービスを提供する主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児
- (5) 難病等対象者

(事業の内容)

第8条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 身体等の介護
- (3) 健康管理
- (4) 利用者又は家族に対する相談及び援助
- (5) その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護又は支援

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第9条 日中一時支援を提供した際には、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)から、南房総市が定める額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

- (ア) 1日につき1650円
- (イ) 朝食 1食につき350円

(ウ) 昼食 1食につき 650円

(エ) 夕食 1食につき 650円

(2) 日用品費の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

3 第二項の費用の額に係る日中一時支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該日中一時支援の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

4 第一項及び第二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、日中一時支援を利用する際に、次に規定する内容について留意するものとする。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示に従うこと。

(3) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者や従事者が必要と認めた物は、持参するようにすること。

(4) 緊急時等の連絡先は必ず申し出ること。

(5) 介護サービス利用開始時には、必ず、介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した日中一時支援に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した日中一時支援に関し、南房総市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは

帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して南房総市が行う調査に協力するとともに、南房総市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後2か月以内
- （2）継続研修 年4回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は他の事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社センターキュアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じる。

- （1）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項（1）に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養通所
介護事業所センターキュア運営規程（日中一時支援事業）の新旧対照表

新	旧
<p>令和3年4月1日から施行 <u>（虐待の防止のための措置に関する事項）</u> 第15条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じる。 <u>（1）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。</u> <u>（2）虐待の防止のための指針を整備する。</u> <u>（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。</u> <u>（4）前（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</u> 2 前項（1）に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>（新設）</p>